

平成20年

第3回市議会定例会 議案第19号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西尾正範

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和39年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

函館市立西小学校	函館市弥生町12番1号
函館市立弥生小学校	函館市弥生町4番16号

を

「

函館市立弥生小学校	函館市弥生町4番16号
-----------	-------------

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から函館市教育委員会告示で定める日までの間は、改正後の別表第1中「函館市弥生町4番16号」とあるのは、「函館市弥生町12番1号」とする。

(提案理由)

函館市立西小学校と函館市立弥生小学校とを統合し，函館市立弥生小学校を設置するため